

東京都小児がん診療連携推進事業について

事業概要

(1) 目的

小児の病死原因第一位である「小児がん」に関して、高度な診療提供体制を有している都内の医療機関の専門性を生かした診療連携体制を確立することで、小児がん患者に対し、速やかに適切な医療を提供することを目的とする。

(2) 内容

一定程度の小児がん診療機能を有する医療機関による「東京都小児がん診療連携ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を構築し、ネットワークを中心として設置する「東京都小児がん診療連携協議会及び同部会」において、都全体における小児がんの診療連携体制や相談支援体制等について、在るべき体制を検討・構築していく。

東京都小児がん診療連携ネットワークについて

(1) 構成

ネットワークは、「小児がん拠点病院」（厚生労働大臣指定）及び「東京都小児がん診療病院」（東京都知事認定）から構成される（右表参照）。

(2) 機能

上記医療機関から選出される委員を中心とする「東京都小児がん診療連携協議会及び同部会」を設置・開催し、診療の相互連携等の実施体制を検討する。

また、地域の小児科医療機関や地域がん診療連携拠点病院等とも連携し、都内における小児がん医療連携体制を整備する。

ネットワーク参画病院一覧（平成25年9月1日現在）

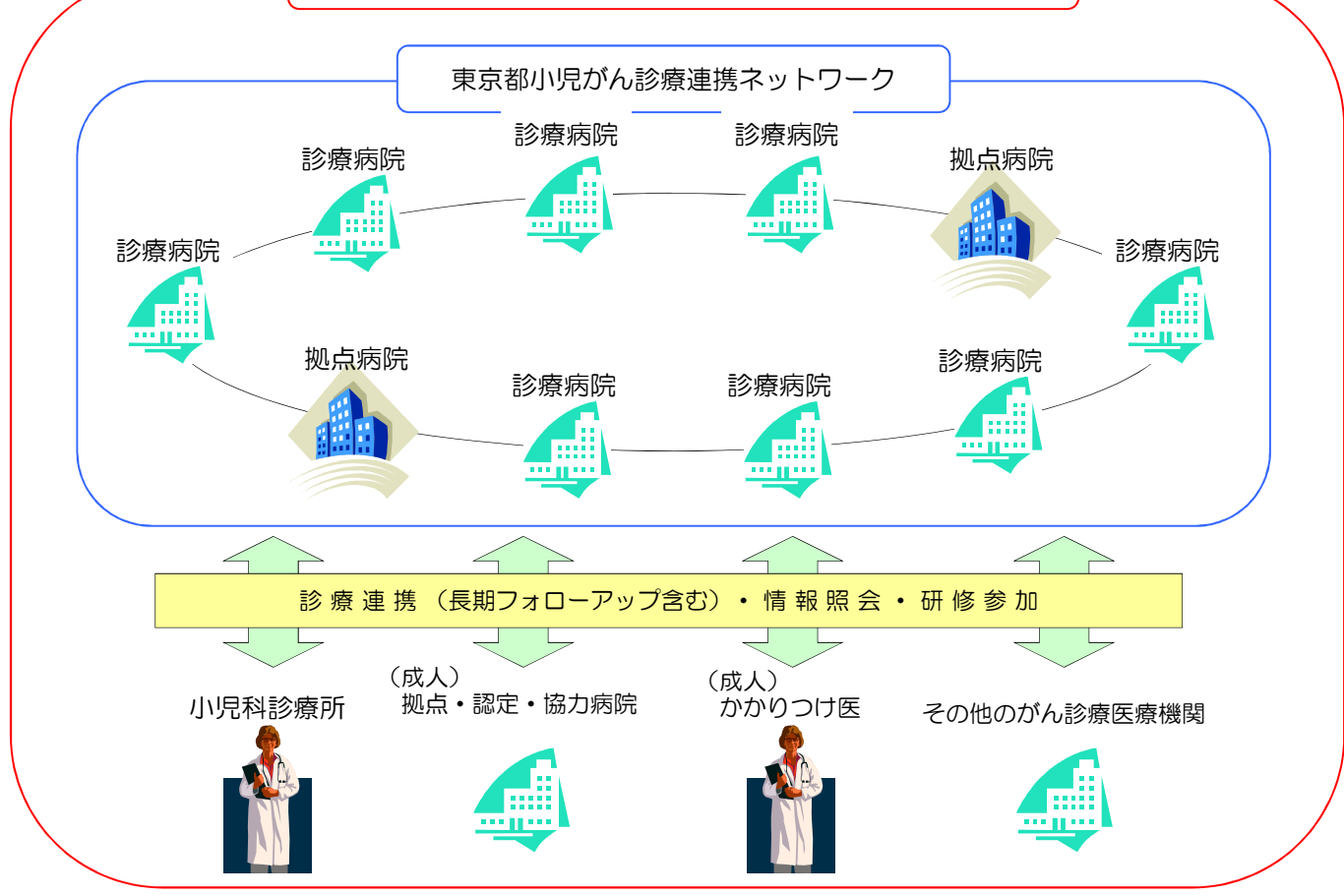
小児がん拠点病院（2病院）

1	独立行政法人国立成育医療研究センター
2	東京都立小児総合医療センター

東京都小児がん診療病院（12病院）

1	東京慈恵会医科大学附属病院	7	独立行政法人国立がん研究センター中央病院
2	順天堂大学医学部附属順天堂医院	8	東邦大学医療センター大森病院
3	東京医科歯科大学医学部附属病院	9	慶應義塾大学病院
4	東京大学医学部附属病院	10	東京女子医科大学病院
5	日本医科大学付属病院	11	日本大学医学部附属板橋病院
6	聖路加国際病院	12	杏林大学医学部附属病院

都内における小児がんの医療連携体制のイメージ



東京都小児がん診療連携協議会について

ネットワーク参画医療機関を中心として、都内における小児がん医療連携体制を検討・構築する会議体「東京都小児がん診療連携協議会」を設置する。事務局は都立小児総合医療センターとし、必要に応じて各専門部会を設置する。

東京都小児がん診療連携協議会のイメージ

